

平成26年度第3回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成26年9月16日（火） 13時35分～14時45分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (3) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- 資料2 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～
- (別紙1) 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応
 - (別紙2) 政治資金監査報告書の形式審査時における確認項目（報告様式）（案）
 - (別紙3) 指導・助言文書の構成（イメージ）
- 資料B フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧（平成26年度10～12月分）

(本文)

【伊藤委員長】 それではただいまから、平成26年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆さんにおかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にあ

りがとうございます。特に日出先生、どうも御苦勞様でした。

【日出委員】 いえいえ、遅れちゃって大変申し訳ございません。

【伊藤委員長】 議事に入ります前に、まず事務局から人事異動の挨拶がございますので、お願いいたします。

【千葉事務局長】 それでは前回、7月1日に開催いたしました以降にございました人事異動の御紹介を申し上げます。まず7月28日付けで着任いたしました政治資金課長、森源二でございます。

【森政治資金課長】 森でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【千葉事務局長】 7月22日付けで着任いたしました政党助成室長、伊藤敬でございます。

【伊藤政党助成室長】 伊藤でございます。よろしくお願ひします。

【千葉事務局長】 同じく7月22日付けで着任いたしました支出情報開示室長、野村謙一郎でございます。

【野村支出情報開示室長】 野村と申します。よろしくお願ひいたします。

【千葉事務局長】 以上でございます。

【伊藤委員長】 次に平成26年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見をたまわったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回の議事録につきまして、何か御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思ひます。また平成26年度第2回委員会の議事録につきまして、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは本日の第1の議題といたしまして、政治資金監督の質の向上についての説明を事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 委員限り資料Aの本体と委員限り資料の別紙1から3を参照して御説明をさせていただきます。

政治資金監査の質の向上のうち、指導・助言の方につきまして、前回、7月の委員会で、1の「背景・目的」から5の指導方法に至るまで、その全体像を御議論いただきました。その際に出されました御意見に沿ひまして、修正をしております。

順番にまいりますと、1の「背景・目的」につきましては、修正点はございません。

2ページにまいりまして、2は選管に報告をお願いする確認項目でございますが、(1)の確認項目については修正点がないのですが、3ページにまいりまして、「(2)確認項目による当委員会への報告」のところでは修正点がございました。

②の「報告を求める範囲」のところですが、前回委員会における案では、確認項目にあたるものすべてについて報告を求め、指導・助言を行うというふうにしておりましたが、「前回委員会における主な議論」にございますように、指摘を受けたため登録政治資金監査人自らが補正した点について、報告、指導・助言を行う必要はあるのか。あるいは形式審査で一度指摘を受けたにもかかわらず、さらに指導・助言まで受けるというのでは適切な対応と言えるのかという意見がございました。

これらの御意見に沿いまして、4ページにまいりますが、「修正案」では、確認項目に該当するものについて指摘がされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求めるということにしております。

なお、この修正案についての「留意点」としましていくつかございますが、1つ目の・のところですが、確認項目①から⑨までと⑩とは、性格が異なっておりますこと、また、そのために参考までに括弧内で説明をしておりますが、⑩の補正の手続きにつきましては委員限り資料Aの別紙1としてお配りをしておりますが、委員会としましては、「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」としまして、この中に書いてございますが、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当であると考えするという委員会の見解を表明しているというところでございます。

また「留意点」の2つ目の・になりますが、収支報告書の作成責任は会計責任者にあるものの、登録政治資金監査人には計算誤りがないかどうかを検算して確認することと、収支報告書の記載について確認することが求められているということを注記しております。

5ページにまいりまして、③「想定される報告手順」案のところにも、今の②の「報告を求める範囲」の修正が影響しますので、左右対称の表にしてお示しをしているところで

修正案によった場合の報告手順の考え方ですが、委員限り資料A別紙2に確認項目の様式案を掲載しておりますが、確認項目に該当するかどうかのチェック欄の横に、補正なしという欄を①から⑨までについて加えておりますが、報告いただく際の負担ということ

ではそれほど変わらないのではないかというふうに考えております。

6ページの方にまいりまして、「3の報告があったものの委員会での取扱い」についてですが、(1)の「確認項目に関する報告について」のところに修正点がございまして。

前回委員会における案では、委員会であらかじめ対応方針を決定しておき、事務局はこれに従い対応するというふうにしてはしておりますが、「前回委員会における主な議論」にありますように、委員会として指導・助言を行う以上、1件ごとに委員会で審議することが必要ではないかとの意見がございました。

御意見に沿いまして、「修正案」としまして、個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定するとしているところでして、これによりまして、責任を明確化できるほか、登録政治資金監査人の御理解を得やすくなるのではないかというふうに考えているところです。

その下、6ページの下の方の4のスケジュールについても修正点がございまして。前回委員会における案では、報告の締め切りを12月上旬とし、翌年1月上旬より順次個別の指導・助言を行うというふうにしてはしておりますが、7ページにまいりまして、「前回委員会における主な議論」にありますように、あまりに間が空きすぎであるとか、また次回の政治資金監査からただちに反映させるということが都道府県選管へのインセンティブにもなるといった意見がございました。

御意見を受けまして検討しました結果、「修正案」としまして、報告期限は12月上旬とせざるを得ないものの、期限前に報告がなされることも想定されること、また報告後最初に開催される委員会を、例えば期限直後に設定するなどの工夫によりまして可能な限り前倒しを図るということとしております。理由のところにもございまして、指導・助言を早めることが望ましいのは委員会での御意見のとおりでございます。

一方、「留意点」のところにありますように、都道府県選管の実務の実態としましては、要旨の公表期限が11月末とされていることとの関係上、大幅な前倒しは困難というような指摘もございまして、このような修正案というふうにしてはおります。この点、事務的にはやむを得ないと考えてはおりますが、あくまで事務的な事情によるものでございまして、指導・助言を受けることになる登録政治資金監査人、ひいては国民に対して、丁寧に説明していく必要があるというふうに考えております。

8ページでございまして、5の「個別の指導・助言の方法について」ですが、「(1)指導・助言の対象」のところ、先ほどの2の「確認項目による当委員会への報告」のところの修正を受けまして、同様の修正をしております。「修正案」では、確認項目に該当する

ものについて、指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求め、指導・助言の対象とすることとしております。修正案についての「留意点」についても同様の内容を、再掲になりますが、挙げております。

続きまして9ページの下からになります、「(3) 士業団体との協力」についても修正点がございまして、前回委員会における案では10ページになります。例1、2、あるいは例3というふうに図を挙げておりますが、士業団体と連携・協力することを検討してはどうかというふうにしておりましたが、「前回委員会における主な議論」にありますように、士業団体への情報提供について個人情報保護法上の問題はないのか、また士業団体内部におきましても、検討のため十分な時間が必要となるのではないかという意見がございました。

これらの御意見に沿いまして、修正案では、当面、前回お示しをしました例1又は例2の方法のうち、個人情報の関係等もございまして、一般的な周知あるいは広報への掲載といった手法によって連携・協力を御依頼することとしているところです。

また今後、複数回以上連続して報告のあった登録政治資金監査人などの事例が発生することも予想されますが、その場合には例3、例4に限るものではございませんで、より効果が見込まれる手法の検討が必要になることがあろうかというふうに考えております。

この点の御説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この点につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これ、ちょっとスケジュール的なことをお尋ねですけども、いつまでにどうすればいいという形でしょうかね。取りまとめというか。

【井筒参事官】 来年の1月1日から、また収支報告書の受付が始まりますので、それに間に合うように12月中に、年内に委員会での案を決定し、各都道府県選管にお知らせをして御協力をお願いするということが必要になってくると考えております。

【伊藤委員長】 そのまとまった文書の案がこれになるという格好ですか。またもっと違う格好になってくるんですか。

【井筒参事官】 今、確認項目の報告様式、別紙の2などは、かなりこれに近いものでありうるかなと思っておりますが、別紙の3などはまだそれほど御議論をいただいておりますので、今回やや枠組みに関わるのところも前回から修正をしましたので、今回の議論を受けて枠組みが固まったということでしたら、別紙2のところをこれでいいか。別紙3に

つきましては、もう少し詳しく御説明をしてこんな文書で通知をするというようなことについて、次回以降御審議いただければと思っております。

もちろん今回、別紙3はイメージということではありますがお示ししておりますので、御意見があればありがたいというところでございます。

【田中委員】 関連して質問があります。

【伊藤委員長】 田中先生、どうぞ。

【田中委員】 別紙3は個別の指導の話ですか。

【井筒参事官】 はい。

【田中委員】 つまり今、伊藤委員長がおっしゃったのは、12月といった時期に監査人に対して別途何か文書を出すことになるのでしょうか、という質問です。

【井筒参事官】 わかりました。そういう意味ですと、まだ登録政治資金監査人への周知の文書をお示ししているわけではございません。

【伊藤委員長】 選管とか、そちらの方へ。

【井筒参事官】 選管の方にこんな作業をしてくださいという内容を主に念頭に置いてやっております、おっしゃるように登録政治資金監査人の方にはこんな仕組みでやりますというのはある程度通知をするのかなというふうには思っておりますが、その点につきましてはフォローアップ研修に何人かの委員さんには既においでいただいておりますが、その最初に、ここで言いますと委員限り資料Aの1ページのような図はお示しをして、今度からこんなことをやろうと思っているんですよというような御説明はしておりますので、そのような資料と併せて何か詳しく説明するものが要るかどうか、それはこれからの検討となるかと思えます。少なくとも、このような枠組みで始めますということは周知をするということになります。

【大竹委員】 したがって都道府県選管と、それから監査人と、それから各士業団体に対して、何らかの連絡をする。

【井筒参事官】 はい。

【大竹委員】 それぞれの文書については、また今後。

【井筒参事官】 また今後ということで。前回の案に対して御意見があって修正をしておりますので、これがまた固まったら、その細部をということで進んでいけるのかなというふうに思います。

【千葉事務局長】 一応年内あと2回ほど開催しようかなというふうにこちらは考えてお

りまして、その2回を使いまして運営の方法を固めていただき、ただいま大竹委員からございましたようなお話も含んで、明らかにしていきたいと。このように考えます。

【田中委員】 今回の取組は監査人等に対して何かペナルティを課すというのではなく、改善に向けてお互い協力しましょうという趣旨を伝えるものと思いますが、そうですね。

【千葉事務局長】 そう。

【田中委員】 間違いを正すというような感じにならないようにした方がよいと思います。

【千葉事務局長】 おっしゃるとおりだと思います。やっぱり今おっしゃいましたように、ペナルティではないし、かと言って一定の質の向上に資していただきたいということもありますので、言い回しとか、それから取り扱いに慎重を要するところもあると思いますので、また御相談させていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 前の委員会でいろいろ議論したことを、事務局の方で踏まえて修正ということですけど、大体これで内容的にはよろしいですかね。

【大竹委員】 はい、修正いただいたと思います。

【伊藤委員長】 日出先生も何か御意見ありますか。

【日出委員】 これは説明を受けまして、訂正されなかったものだけということになります。それでいいのかなど。あとは士業団体との協力ということで、この例1、例2の問題なんですけど、例1は士業団体から文書を送付というのは、特定の監査人に対して送付ということイメージしているんですか。

【井筒参事官】 監査人さん皆にですね。要するに税理士さんで監査人になっている人皆に周知するか、例2ですと、監査人になっている人とそれとを区別せずに広報に掲載するか。

【日出委員】 例2は全然問題ないんですが、例1の方は、どういうふうなタイミングでやったらいいのかなどというのが一番ちょっと気にはなったんですけど、あとの議論で決まることでしょうか、そのときに意見があったら言います。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 ほかに御意見。よろしいですか。

【日出委員】 日出ですけど、指導・助言文書については、これは、あとでまたやるんですか。それとも今日で確定とか。

【井筒参事官】 いえいえ、今日で確定ということはまったくございません。ただ今日の時点でもし御意見などありましたら頂戴したいと。

【伊藤委員長】 最初の方の赤いやつですね。

【井筒参事官】 はい。資料Aの別紙3という形です。

【伊藤委員長】 この原案、修正案ってあるけど、これ、修正案って検討しましたか。

【井筒参事官】 すいません。報告する範囲を、要は指摘をしてなお直されなかったものに限ってということですので、そういう趣旨を入れております。

【伊藤委員長】 なるほどなるほど。で、確認項目に分けて。

【井筒参事官】 はい。指摘をしたんだけど。

【伊藤委員長】 1から9と10に分けて。

【井筒参事官】 直らなかったというようなイメージで書いております。

【日出委員】 日出ですけど、この指導・助言文書の3ページですけども、この場合は、この文書は政治団体に出す文書ですか。

【井筒参事官】 監査人に。登録政治資金監査人に。

【日出委員】 下の方の「また」からなんですけど、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について、確認を自主的に受けるのが適当である旨を委員会で示しているの、訂正の際には、監査人へ連絡することをあらかじめ会計責任者に伝えていただきますよう、よろしく願いいたしますと。これは監査人に対して出すの。

【井筒参事官】 監査人の方に、監査人が監査報告書を出しますよね、政治団体に。

【日出委員】 うん。

【井筒参事官】 そうしましたら、その際に、もし政治団体の方で収支報告書を訂正するといったような場合には、監査人にもちゃんと一報くれというような指導をしているところですよ。すいません、登場人物がややこしいですが。

【日出委員】 これ、政治団体に出すような文書じゃない。

【井筒参事官】 いえ、登録政治資金監査人が政治団体との間で監査をいたしますが、政治団体の方が収支報告書をばかすということは、これは監査人に預かりなく動かすことがあります。選管とのやり取りの中でとか、実際発見してとかです。

そのような場合に、監査人に一報もらえないと、(監査人は) もう1回監査をやり直す、(会計責任者等は) 自主的に確認を受けるというアクションにつながりにくいので、そういう場合には、ちゃんと教えてねというのを言っといてというふうに言っているんで、これは監査人に対する連絡事項ということになります。

それを委員会からの文書に載っていますので、さらにややこしくはなっていますが。

【日出委員】 なるほどね。

【小見山委員】 なかなか難しい文章ですけど。

【日出委員】 わかります。

【小見山委員】 いや、言ってらっしゃる意味はわかるんですが、よくよく読まないで。

【日出委員】 政治団体に伝えているような文書になっちゃうね、これは。

【千葉事務局長】 そうですね。ちょっと誤解を受ける可能性もありうるということですね。ちょっとそこは工夫したいと思います。

【日出委員】 ここは、ちょっと1回見直してみてください。

【千葉事務局長】 ちなみに、これ、日付が平成28年ってなってる。実際、ちょっと早くしようということで、27年中に出ることはありますけども、まだ1年以上先でございます。これは先ほど来申しておりますように、次回以降、またもう少し固めた形でお示ししたいと思います。

【伊藤委員長】 すごい形式的なことを言うようですけども、この3ページ目のところで、下に記と書いて1行空けますわね、一番末尾に。

【井筒参事官】 はい。

【伊藤委員長】 記と言う以上は、上の方に「下記の」とかなんかがないといけないんだけど、これ、同じような文章なもんだから、そこが入ってないと何か変な感じがしますわね。

【井筒参事官】 そうですね。すいません。左側との。

【伊藤委員長】 つまり記とした以上は、下記の。

【井筒参事官】 はい、わかります。

【伊藤委員長】 上に受けるものがないと。

【井筒参事官】 下記のとおりを消してしまったようです。

【伊藤委員長】 同じ文章だもんね。

【井筒参事官】 はい、わかります。すいません。そうですね。下記とやるまでもなく、要は金額の不整合が見られたということですので、記の部分を減らすなりいたします。

【伊藤委員長】 まあ、どっちかでしょうね。

【井筒参事官】 合わせることにします。

【伊藤委員長】 この標題はえらい、何か意味不明なような標題になってしまっていないで

すかね。何かすつと入ってこないですね、これ。もうちょっと何か、何とかね。タイトル。

【井筒参事官】 はい、わかりました、その点も。すいません。

⑩の場合に、どの程度、この出し直しの話を入れたうえでお知らせするかというのがありますんで。事柄をそのまま書くと、こうなっちゃってます。

【伊藤委員長】 それから、今おっしゃってた会計責任者の云々なんかも、もうちょっと書きようがあるんならね。あるいは趣旨を入れるとかね。こうこうこうなんだからとか、もうちょっと詳しく説明することによって、誰が何すればいいのかと。

【日出委員】 日出ですけど、計算チェックしないというのは、本当、基本的なことなので、もうちょっと、あんまり回りくどくしないで、すぱっと言った方がいいんじゃないですか。私はそうだと思うんだけど。そんなに回りくどく言ったって仕方ないので。やらないことはやってないんだと思うんですよね。金額が不整合だということは。

【小見山委員】 いや、逆に何でやんなかった、理由を述べぐらいでいいのかもしれないけど。

【井筒参事官】 そうとも言えないので。すいません。

【日出委員】 理由は問わないんだよ。

【井筒参事官】 回りくどくやろうとして、舌をかんでいるということかもしれません。

【日出委員】 しかも直せと言ったのに、直さないケースもあるわけだから。

【伊藤委員長】 あと1枚目とか2枚目の、この下の記のところは、丸を打ったりすることを想定しているんじゃないかと、その下に該当する部分だけを書くという。

【井筒参事官】 はい。その人に該当する部分だけを書くようなイメージにしております。

【伊藤委員長】 選んで書く。この中からということね。

【井筒参事官】 はい、はい。1ページのように、該当した確認項目をどのように示すのが適切かというのを、多少問題提起しておりますが、今の案としては、当たるものだけを表示するようなイメージでどうかと。

【伊藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではちょっと早いかもしれませんが、本議題につきましては、引き続き委員の皆様から御意見を賜りまして、今後の委員会にお諮りしたいというふうに考えます。

次に第2の議題の前に、そのほかの議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧」についての説明を、事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料のBによりまして、御説明をいたします。御質問の中には

内容的に、既にマニュアルあるいはQ&Aでお示しをしているものもございますが、それらにつきましては、参照の形で括弧として入れながら、再度回答として組み立てております。

まず1でございますが、政治資金監査の契約のあっせんについてですが、この契約は当事者間の合意によるものでございますので、過去に回答しておりますように、委員会としては、あっせんはいたしませんというふうにしております。

2は政治資金監査の報酬の取り扱いについてですが、登録政治資金監査人と、その所属する法人との間の報酬の取り扱いにつきましては、当事者間の合意によるべきものというふうに考えられます。ただ過去のQ&Aでございますが、政治資金監査の観点からは、確認がしやすいよう、例えば振込みの場合であれば、登録政治資金監査人の個人口座で支払いを受けることが適当というような点について付記をしております。

3は政治資金監査の対象についてですが、支出のみを対象という点を確認をしております。

4は具体的な会計処理についての御質問になっておりまして、まず回答の冒頭におきまして、政治資金監査で自ら作成した会計帳簿等について自ら政治資金監査を行うというのでは適当ではないと。要は会計処理をしませんよねという点を確認しております。

内容としましては、必ずしも事実関係が明らかではございませんのでその点をお断りをした上ということになります。過去のQ&Aにもありますように、立替払いというのは、政治団体内部の会計処理であると考えられますことから、相手方を記載することになるというふうに回答をしております。

5は領収書等のあて名の取り扱いについて、政治資金規正法の規定と政治資金監査マニュアルの内容によって違いがございますが、それに基づいて、会計責任者への情報提供が足りないのではないかという点でございますが、政治資金監査マニュアルにおきます政治資金監査人の確認内容、こういうことはお願いしますというのをお示した上で、会計責任者に対する周知につきまして手引に掲載する等周知を図っていく予定というふうにしております。

6は政治団体の概念や実態についてのお尋ねですが、政治団体の実態を把握するような立場にないということ、政治団体の概念につきましては研修で御説明をしているというのを回答としております。

7は総務省作成の会計ソフトの普及についてですが、ホームページからのダウンロード

あるいは専用のヘルプデスクの御紹介のほか、今後予定しておりますシステム更新の際の周知の方法について検討しているということを回答しております。

8は借入金の処理についてですが、必ずしもこの点も事実関係が明らかでございませんのでその点をお断りをした上でということになります。過去のQ&Aにもありますように、資産等の状況のところと収支報告書の返済額が一致しない場合があるということをお答えした上で、借入金の残高までは本来政治資金監査で確認する必要があるわけではないということをお断りしております。

9は政治資金規制法上の明細書についてですが、法律上規定がございますので、記載例に挙がっておりますものの実際には存在しないことが多いので、そのような場合には政治資金監査マニュアルに従いまして、2の監査の結果のところから、明細書のところについて削除をして記載していただくということを回答しております。

10は先ほど出てまいりました5と同様の問いでございまして、領収書等のあて名の取り扱いについて、政治資金規正法と政治資金監査マニュアルの違いによって会計責任者への情報提供が足りないのではないかということですが、これにつきまして、政治資金監査人の確認内容をお示しした上で、会計責任者に対しても周知を図っていくということにしております。

11はE T Cカードの会計帳簿への記載についてですが、政治資金監査マニュアルにございますので、それに沿って記載していただくことを回答しております。

12は人件費の源泉所得税の取り扱いについてですが、政治団体からのお給料の支払い方法によりまして2通りの場合があるということ、過去の回答にしたがって回答をしております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。

【伊藤委員長】 はい。

【小見山委員】 会計ソフトをやはり利用していただきたいというのは総務省の悲願だと思うんです。お金かけてこれだけやってらっしゃって。これはどういう形で会計責任者にお願いしていかれるのか。何か計画などございますか。

【井筒参事官】 ちょっとまだ調べているところではあるんですが、毎回やっているわけ

ではないんですが、国会議員を中心に、例えば議員会館云々とかいうような手間をかければかなりピンポイント的に周知ができるのかなというようなことを議論しておりまして、そういうのを念頭に周知の方法について検討していると。今、普段はホームページに載けるということでやっておるんですが、今後システム更新をしてさらに使い勝手よくなるというような場合には、今申したような方法とか、あるいは政党関係に何らかやる方法はないかとか。そういうようなことで。

【森政治資金課長】 ちょっとよろしいですか。これ、当初に導入したときなんかには、国会議員の1つの政党ごとの秘書会みたいところに声をかけたりして集まっていたいで話をしたりというようなこともやっておりますんで、いろんなやり方が考えられるんじゃないかと思いますが、そこは検討していきたいと思います。

【小見山委員】 ぜひお願いしたいと思います。そうしますと解釈の違いなんて出てくるわけないのでから。

【伊藤委員長】 今どのくらい普及しているんですか。

【井筒参事官】 過去の委員会におきまして、ソフトでやっているのが国会議員関係で言うと6割ぐらいというようなことが、一応調べた範囲ですね。要はソフトを使っているのではないかと。ただ各選管に伺ってどうですかと言うと、体感的にはもう少し使っているような感じがあると。一方では、収支の誤りとかというのがその割にはあるんで、そのギャップをどうするというような話にもなってくると思います。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。それでは、これにつきましては御了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

【伊藤委員長】 次に第2の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を、事務局をお願いいたします。

【井筒参事官】 資料の3、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等」ということになりますが、1の登録政治資金監査人の登録状況でございますが、登録者が下の方、一番下でございます。4,504名となっております、前回委員会で御報告した数字より41名増えております。

裏面にまいりまして、研修の状況ですが、9月5日現在の数字で、2の登録時研修が、7月分が22名、8月分が24名、9月分が4名ということで、これまでの合計で4,578名ということになっております。

3のフォローアップ研修のうちの再受講研修は、6月末からこれまでで116名、4のフォローアップの実務向上研修につきましては、同じく6月末からこれまでで352名というふうになっております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 すいません。

【伊藤委員長】 はい。

【田中委員】 実際に監査されておられる方で研修を受けた方は、ざっと何割ぐらいですか。

【井筒参事官】 ちょっとそこは。アンケート等から推計するほかなく、把握はできておりません。

【伊藤委員長】 イメージ的に。研修に来ておられるでしょう。あの人たちは、実際にやっている人とやっていない人と、どっちが多いんでしょうか。アンケートか何かあるんですかね。

【井筒参事官】 アンケートで取ってますと、会場によっては監査しているという方も。特にフォローアップなどは来られますが、監査してない人の方が、感覚的には多いのかなと。

【日出委員】 いや、逆です。東北の場合ですけども、大体、会場を見ますと、やはり監査を実際にやっている方が多いです。やってない方が少ない。ほかの会場はわかりませんが。

【井筒参事官】 中にも監査の仕事はないんだけど、勉強のためみたいに書かれる方もおられます。

【日出委員】 6割くらい、7割くらいはやっている方。

【伊藤委員長】 ああ、そうですか。

【小見山委員】 これ、一人の人に集中するということはないんですかね。一人の人が5人の先生がやっているとか、10人とか。そういうことはないんですか。

【伊藤委員長】 複数名やっている人ということですかね。

【井筒参事官】 複数名やっているのが、日税連さんの調査なんかにもありますが、平均にして2から3ですが、逆に言うと、もっと多い方もおられて。

【小見山委員】 確かにね。

【井筒参事官】 1しかやらない方もいて、2から3ぐらいになるということで。多い方では、アンケートで見ている中にも4～5やっているとか。そういう方はおられた。

【日出委員】 やってます。

【千葉事務局長】 それから、あるところに出てきてお話しされた方、19団体ぐらいやっているという。

【日出委員】 うちの方の関西の方の先生ですけど、専門ではないんですけど、かなりそこに重点的に力を入れて、お一人で何十件と言ったか忘れましたが、20件ぐらいのかな。そのぐらいやっている方はいます。政党支部なども全部受けてますので、結構数多くやっている方はいます。

【千葉事務局長】 地域的なこともということで、さっき参事官がおっしゃいましたように、それによっては、その当該県からの選出の国会議員で、地元の登録監査人に監査をお願いしているという方がほとんどいらっしゃらないというような県もあるようです。またおそらく東北の方は、日出委員、そういうことでございますので、かなりの部分が地元の監査人に行っているのかなというふうに思いますし。その場所場所で、やや違った様相があるのかなというふうに思います。

ちょっと一度まとめてみましょうかね。

【井筒参事官】 いずれにせよ、推計するほかないんですが、アンケートとかを通して見ると、ある程度出てくるかなと。

【伊藤委員長】 この議題につきましては、これでよろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましてもその場で配布する予定でございます。なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日9月17日の夕方に確認の御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきましては、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきまし結果、11月4日火曜日の午前10時半より開催をさせていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 それでは、本日は長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。